



令和 8 年 4 月 1 7 日
～美ら島の未来を拓く～
沖 縄 総 合 事 務 局

一般乗用旅客自動車運送事業者の輸送施設の使用停止処分について

下記の一般乗用旅客自動車運送事業者に対し監査を実施した結果、道路運送法等関係法令に違反する事実が確認されたことから、令和 8 年 4 月 1 7 日付けで、道路運送法第 4 0 条の規定に基づく一般乗用旅客自動車運送事業の輸送施設の使用停止の行政処分を行いましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分対象事業者

- ・事業者名 : 東タクシー株式会社
- ・住 所 : 沖縄県那覇市東町 1 6 - 1 2
- ・代表者名 : 玉城 恵一

2. 処分内容

- ・処分年月日 : 令和 8 年 4 月 1 7 日
- ・当該事業者の一般乗用旅客自動車運送事業について、4 7 0 日車 (1 両 × 4 1 日、1 1 両 × 3 9 日) の車両停止処分

3. 違反行為の概要等

令和 8 年 1 月 5 日に当該事業者 (本社営業所) に対し監査を実施したところ、酒気帯び運行の業務や飲酒運転防止に係る点呼実施義務違反等、合計 7 件の道路運送法等関係法令の規定に違反する事実が確認されました (詳細は別紙参照)。

その結果、「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」 (平成 2 1 年 9 月 3 0 日付け沖縄総合事務局長公示第 6 1 号、令和 7 年 3 月 2 7 日一部改正) 3. 自動車等の使用停止処分に該当。

(※) 沖縄総合事務局運輸部 HP に掲載しています。

https://www.ogb.go.jp/nyu/gyousei/004155/nyu_gyousei_1

<問い合わせ先>

運輸部監査指導課 當山・小谷
TEL 098-866-1837 (直通)

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

沖縄総合事務局運輸部監査指導課

(1)	行政処分又は命令の年月日	令和8年4月17日
(2)	事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	東タクシー株式会社 那覇市東町16-12
(3)	当該行政処分又は命令に係る営業所の名称及び位置	本社営業所 那覇市東町16-12
(4)	行政処分又は命令の内容	輸送施設の使用停止処分470日車
(5)	主な違反条項	道路運送法第27条第3項
(6)	監査実施の端緒及び違反行為の概要	<p>酒気帯び運転があったことを端緒として、令和8年1月5日に監査を実施したところ、7件の違反が確認された。</p> <p>(1) 酒酔い、酒気帯び運行の業務をしていたこと。 (道路運送法第27条第3項) (旅客自動車運送事業運輸規則第21条第4項)</p> <p>(2) 健康診断を受診させていなかったこと。 (道路運送法第27条第3項) (旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)</p> <p>(3) 飲酒運転をした運転者に点呼を適切に実施していなかったこと。 (道路運送法第27条第3項) (旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項、第2項)</p> <p>(4) 点呼簿を改ざんしていたこと。 (道路運送法第27条第3項) (旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)</p> <p>(5) 業務の記録を改ざんしていたこと。 (道路運送法第27条第3項) (旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項、第4項)</p> <p>(6) 運転者に対する指導及び監督を実施していなかったこと。 (道路運送法第27条第3項) (旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)</p> <p>(7) 初任運転者に適性診断を受診させていなかったこと。 (道路運送法第27条第3項) (旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)</p>
(7)	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び事業者の累積点数	(当該営業所) 47点 (事業者) 47点